

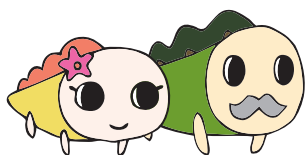
私道舗装等整備助成の ご案内



杉並区では、私道の舗装及び側溝等の整備に助成をしています。
助成の要件や手続きについてご案内します。

1 助成制度の流れ

杉並区では、一定の条件のもと、私道の舗装や側溝等の整備に助成をしています。私的財産である私道の維持管理は、私道関係者の皆さん自身で行う必要がありますので、この助成制度を私道の適正な管理にぜひご活用ください。



2

区に相談



私道関係者の皆さんの合意後、区の担当者にご相談ください。電話でも結構です。

3

現地調査



区の担当者が現地を調査します。調査の結果、条件が合えば、申請書類をお渡しします。

4

申請代表者の選出



円滑な手続きのため、私道関係者の皆さんの中から代表者を選んでいただき、以後、その代表者の方を中心に手続きを進めてください。

7

申請書類の提出→書類審査



申請に必要な書類を取り揃え、区に提出してください。書類を審査します。

6

施工業者と契約・申請書類の作成



契約内容をよく確認し、契約書を取り交わしてください。また、申請に必要な書類を作成してください。

5

施工業者の選定



私道関係者の皆さんで話し合い、「事業者登録制度」に登録のある業者の中から選んでください。

13

日常の維持管理



きれいになった私道は、皆さんの貴重な財産です。

日常のきめ細かい管理に、別冊子『私道のとびき』もお役立てください！

2 助成の概要

助成要件



はじめて助成をうける場合と
2回目以降とは条件が異なります！

はじめて助成をうける場合

杉並区の私道助成をはじめてうける場合の条件は以下のとおりです。

- ① 道幅が 1.2m 以上であること。
- ② 両端が通り抜けできる道に接していて、いずれかの道の幅が 1.2m 以上であること。
- ③ 行き止まりの場合は、その私道に 2 戸以上の住宅の玄関があること。ただし、この私道に接している道路も私道である場合は、その私道の幅が 1.2m 以上であること。
- ④ 私道の形態となってから 10 年以上経過していること。ただし、行き止まりの場合は 15 年以上経過していること。

助成をうけるのが 2 回目以降の場合

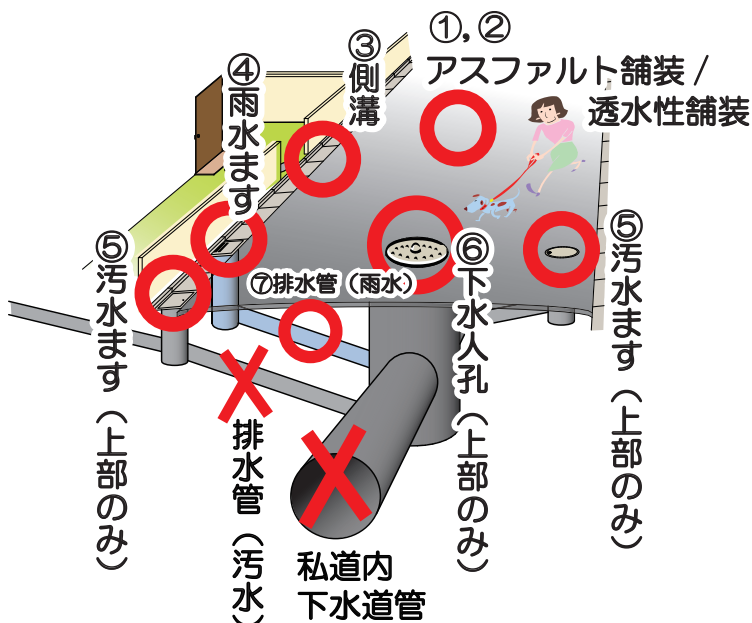
杉並区の私道助成をうけるのが 2 回目以降の場合は、上記「はじめて助成をうける場合」の条件 ①～④に加え、以下の⑤～⑦の条件を満たしていることが必要です。

- ⑤ 私道全体を改修する場合は、前回の助成から原則として 20 年以上経過していること。
- ⑥ 私道全体を改修する場合で、行き止まりの場合は、前回の助成から 30 年以上経過していること。
- ⑦ 私道を部分的に改修する場合は、行き止まりの場合もそうでない場合も、前回の助成から原則 10 年以上経過していること。

助成対象となるもの

道路は、舗装の部分、道路脇の側溝、雨水を集める雨水ますなど、様々なものからできています。これらのうち、助成の対象となるのは以下のとおりです。

- ① アスファルト舗装
(厚5～20cm)
- ② 透水性舗装
(厚5～25cm)
- ③ 側溝
- ④ 雨水ます
- ⑤ 汚水ます(上部のみ)
- ⑥ 下水人孔(上部のみ)
- ⑦ 排水管(雨水)



⚠️ ご注意ください！

- ・ カラー舗装（インターロッキングブロック舗装など）は助成対象外です。
- ・ 地下に埋まっているガス管、水道管などが工事の支障になる場合の移設にかかる費用は助成対象外です。
- ・ 汚水ます、排水管（汚水）、下水道管などの排水設備の清掃は助成対象外です。

下水道管などの排水設備の新設・改築については、所定の条件を満たす場合に、申請に応じて「私道排水設備助成」を行っています。私道舗装等整備助成とは別申請になります。

雨水ますの清掃については、申請に応じて「雨水ます清掃に係る助成」を行っています。私道舗装等整備助成とは別申請になります。

また、路面の小さなひび割れやはく離のような小補修などについては別途ご相談ください。

※詳しくは杉並土木事務所私道整備担当 電話 3315-4178 にご相談ください

助成金の助成率

区が算定する私道舗装等整備工事費の100%



※区が算定する助成金額は、別紙「杉並区私道舗装等整備工事助成項目一覧表」をご覧ください

3 申請手続き



申請手続きは、書面により行います。提出書類は以下のとおりです。

各様式の記入例は別冊『私道舗装等整備助成 様式記入例』をご覧ください。

① 助成金交付申請書

申請代表者が助成申請者となり、その方のお名前で申請します。
申請代表者は、次の②「委任状」により決めてください。

② 委任状

円滑な手続きのため、私道関係者の皆さんの中から申請代表者を選び、助成金の交付申請に関することなどについての権限を、申請代表者の方に委任します。委任者となる必要があるのは、申請代表者となられる方を除く、次の条件にあてはまる方達です。

(A) 私道敷地の全ての土地所有者の方及び借地人の方

(B) 私道敷地に接する全ての土地所有者の方及び借地人の方



アパートなど賃貸住宅の借家人の方は記入する必要はありません。

③ 工事及び土地使用承諾書

私道を工事するということは、私道の敷地に手を入れるということです。工事は、私道の土地所有者ではない、施工業者が行うので、私道舗装等整備工事という目的に限り土地を使用することを、**私道敷地の土地所有者の方に承諾していただくものです。(私道敷地の借地人の方の記入押印は不要です)**

※私道敷地に土地所有権を有する方すべてが記入のうえ、実印にて押印する必要があります。

④ 印鑑登録証明書

→実印を登録されている区役所、市役所等で交付しています。(有料)

※「①助成金交付申請書」、「③工事および土地使用承諾書」に記名、押印したすべての方のものがが必要です(申請の日から6ヶ月以内のもの)。

⑤ 登記事項証明書または登記事項要約書

→法務局杉並出張所(杉並区今川2-1-3 電話3395-0255)で交付しています。(有料)

※「③工事および土地使用承諾書」に記名、押印したすべての方のものがが必要です(申請の日から6ヶ月以内のもの)。

⑥ 土地所有区分調書

私道敷地の土地所有者及び借地人がどなたで、それぞれの方が私道敷地のどの部分をお持ち（借りている）か、また、そこに接する土地の所有者及び借地人がどなたで、どの土地をお持ち（借りている）かをお知らせいただくための書類です。

⑦ 公図の写し

どなたがどの土地をお持ちなのかを、地図上でも把握させていただくために提出していただくものです。

→法務局杉並出張所（杉並区今川2-1-3 電話3395-0255）で交付しています。（有料）

※「③工事及び土地使用承諾書」に記入されたすべての土地について必要となります。

⑧ 施工箇所案内図

申請する私道の場所がわかる案内地図を作成します。市販の地図を貼り付けて作成しても構いません。

⑨ 契約書・契約図書の写し

施工業者と締結した契約書と契約図書（工事費計算書、工事設計平面図、標準構造図、工程表、緊急連絡体制、建設リサイクルに関する書類、施工体系図、写真撮影計画図などをまとめたもの）の写しを提出します。

⑩ 委任状兼口座振替依頼書

助成金は、手数料負担や事故等の発生を防ぐため、区から直接施工業者の口座へ振り込むこととします。振込口座を施工業者から確認し、作成します。

※控えとして、お手元に上記の書類のコピーを必ず保管してください。
※ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
※収集した個人情報、私道舗装等整備助成に関する業務以外には使用しません。



4 助成決定以降に提出するもの



助成が決定してから、助成金をお支払いするまでの間に提出していただく書類をご案内します。

各様式の記入例は別冊『私道舗装等整備助成 様式記入例』をご覧ください。

① 承諾書

1 ページの「助成制度の流れ」⑧にあるように、申請書類を審査したうえで決定した内容について、区から「助成決定通知書」をお渡ししますので、通知内容に異存のない場合は通知書を受け取ってから 14 日以内に「承諾書」を提出します。

② 着手届

1 ページの「助成制度の流れ」⑨にあるように、①の承諾書提出後 1 ヶ月以内に「着手届」を提出し、工事を始めます。なお、工事開始の 7 日前までに区に提出します。

③ 完了書類

- ・ 完了実績報告書
- ・ 工事費計算書（実績）
- ・ 工事完了平面図
- ・ 工事撮影写真帳

1 ページの「助成制度の流れ」⑩にあるように、工事が完了したら、上記完了書類を提出します。後日、区の担当職員が工事内容の確認を行います。

※施工中に申請内容の変更が生じた場合は、上記書類に加えて変更に関する書類の提出が必要になります。



助成金の支払い

1 ページの「助成制度の流れ」⑫にあるように、③の完了書類と工事内容を区で確認し、これらに不備がなければ、施工業者あてに助成金を振り込みます。

※控えとして、お手元に上記の書類のコピーを必ず保管してください。
※ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

その他の注意事項

- (1) 施工業者は、「事業者登録制度」に登録のある業者の中から選びます。複数の業者とお話しいただき、皆様のご都合に合う業者を選ぶことをお勧めします。
 - (2) 施工業者との契約は、申請者の皆様との間で結ぶ必要があります。契約に際しては、後日トラブルとならないよう、契約内容として次の事項を含めた契約書を取り交わす必要があります。
 - ①工事費（工種別の内訳が記載されたもの）
 - ②履行期限および施工条件
 - ③工事費の支払方法
 - ④違約条項
 - ⑤保証条件
- ※区で「モデル契約書」を用意しています。
- (3) 皆さんがご自身の家の建築工事の際、工務店に任せきりにはしないのと同じように、私道の場合も皆さんの大切な財産ですので、工事の過程を皆さんの厳しい目で監督する必要があります。
 - (4) 私道舗装等整備助成制度の適用は、私道を一般に開放していただくことが前提ですので、工事完了後も、駐車場に改造したり、車止めを設置するなど、一般の通行を妨げることはできません。万が一そのような行為があった場合は、助成金返還の対象となります。



※皆さんが私道舗装等整備工事を行うために選んでいただく、「事業者登録制度」に登録のある業者の中には、皆さんが申請手続きを進める中で必要な書類の、収集・作成を代行する業者もありますので、相談してみてください。
ただし、書類収集・作成の代行費用は助成対象とはなりません。

5 実際に工事が始まったら



工事が始まったら、安全対策がきちんと取られているか、確認することが大切です！

① 工事標示板の設置

工事現場には、工事の内容、工事の終了日、工事種別、工事の発注者、施工者をわかりやすく記した「工事標示板」という看板を立てることになっています。施工業者がこの看板を、歩行者・一般車両などの通行の支障にならない位置に正しく立てているか確認します。

工事標示板の参考例

ご迷惑をおかけします	
傷んだ私道の舗装を なおしています	
平成○年○月○日まで 時間帯 9:00 ~ 18:00	
舗装補修工事	
発注者	私道関係者一同
施工者	〇〇建設株式会社
	電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

何の目的で工事を行っているのかをわかりやすく表示

工事期間は終了日のみを表示

工事内容を簡潔に表した工事種別を表示

発注者欄には、例のように、個人名を記さなくても構いません

② 交通誘導員の配置



工事中は、工事現場で事故が起こらないようにするために、歩行者や一般車両などを安全・迅速・的確に誘導する交通誘導員を配置しなければなりません。工事が始まったら、交通誘導員の数は十分か、適切に誘導できているか、目配りします。

③ バリケード等の設置



道路を通行止めにせず、歩行者・一般車両などを通しながら作業をする場合は、必ずバリケードや三角コーンなどを使って「作業帯」を設けなければなりません。歩行者を「作業帯」の脇に通すときは、歩行者用通路をわかりやすく設置し、交通誘導員が適切に誘導することが大切です。施工業者が「作業帯」を適切に設置しているかどうか確認します。

私道舗装等の整備工事は、皆さんの私道をきれいにし、生まれ変わった私道を気持ちよく利用・管理していただくために行っていただくものです。

工事が終わったあとで「ここはもっとこうして欲しかった」ということのないように、設計図をつくる段階から少しでも不明・不安な点があれば、施工業者に問い合せましょう。施工業者は区の「事業者登録制度」に登録のある信頼できる業者の中から選んでいただきますが、皆さんの貴重な財産である私道に手を入れることになるので、業者に任せきりにするのではなく、工事完了後「工事をしてよかった」と心から思えるように、私道関係者の皆さんが主体となって工事をすすめていくことが大切です。

